

平成30年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成30年9月13日(木)

東洋町議会

余 白

平成30年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成30年9月13日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

議長	西岡 尚宏 君	副議長8番	福島 登 君
1番	平山 照生 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	武山 裕一 君
5番	小野 正路 君	6番	今宮 裕明 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
総務課長補佐	築地 仲音 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 小野 正路 君 6番 今宮 裕明 君

平成30年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成30年9月13日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 認定第1号 平成29年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第4] 認定第2号 平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第3号 平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第4号 平成29年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第5号 平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第6号 平成29年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第7号 平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 認定第8号 平成29年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- [日程第11] 認定第9号 平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第12] 議案第31号 東洋町地域防災センターの設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第13] 議案第32号 東洋町火災予防条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第33号 平成30年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第34号 平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第35号 平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第36号 平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第37号 平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第19] 議案第38号 東洋町過疎地域自立促進計画の変更について
- [日程第20] 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第21] 報告第4号 財政の健全化判断比率等の報告について
- [日程第22] 議会報告 岐阜県郡上市視察研修報告について

議事のでんまつ

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより、平成30年第3回東洋町議会定例会を開会します。</p> <p>(開会時間：9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、決算認定9件、条例2件、補正予算5件、人事1件、報告1件、その他2件の計20件であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成30年5月から7月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。</p> <p>また、平成29年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されております。</p> <p>次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>松延町長。</p>
町長	(松延 宏幸町長)

皆さん、おはようございます。

本日、平成30年9月の定例議会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年の夏でございますけれども、7月の西日本豪雨や毎月の台風の襲来などもございまして、本町の様々な行事などへの影響もあったところでございます。

7年に一度の開催地となる本町での安芸郡町村議員等研修会も、残念なことに延期の判断を余儀なくされたところでございます。

また、本件を含む西日本豪雨災害や集中豪雨などの被災地復興が厳しさを増すなか、災害の傷跡が癒やされる間もなく、9月6日早朝に発生をいたしました北海道地震では、連日痛ましい状況が報道されているところでございます。

相次ぐ災害が全国的に発生をしております。被災地、被災者の方々に、改めて一日も早い復旧、復興を願いますとともに、亡くなられました方々に、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますところでございます。

さて、本定例会での提出案件でございますが、平成29年度の各会計決算の認定案件9件、条例案件2件、平成30年度の補正予算案5件、人事の同意案件1件、報告事項1件、過疎計画変更の件など、併せまして計19件となっております。

委員会等でのご審議も含め、適切なご決定をお願い申し上げます。

それでは、提案理由のご説明に入る前に、若干の行政報告をさせていただきます。

知事の対話と実行行脚についてでございます。

本町での知事の対話と実行行脚の日程が、10月10日と決定をい

たしております。現在、行程案の細部につきまして、調整をしているところでございます。

東洋町内で、様々な取組みをしていただいている方々との座談会や、白浜地区での意見交換会なども検討しているところでございます。視察先など、地域の方々、関係する各種団体や議会議員の皆さまのご協力をお願いを申し上げます。

また、今年は明治維新から150年ということでございまして、志国高知維新博が開催中となっておりますが、県は来年度から、自然をテーマとする体験型観光に取り組む準備もしているところでございます。

キャンペーン期間は、平成31年2月から平成32年12月までを予定しております。準備委員会も8月6日に発足しております。

本町といたしましても、県と方向性を一つにして、自然環境を生かせる取組みを検討して参りたいと考えているところでございます。

続きまして、集落活動センターについてでございます。

全国的な人口減少時代を迎えておりますが、少子高齢化現象も、一段と進行しているところでございます。

本町の8月末日人口では、2482人、高齢者比率は7月末に、初めて50パーセントを超えまして、現在は50.2パーセントとなっているところでございます。

本町の地域活動におきましても、福祉、交通、経済などにおきましても、縮小傾向が継続されている状況にあるわけでございます。

これらの人口減少への対策といたしましても、地域活動の拠点化を図っていく必要があると感じてきたところでございます。

甲浦地区の中心地でもあります白浜地区は、防災面での危惧が最も高い地域でもございます。

また、白浜地区集会所は、老朽化も進んでいるところございまして

て、立替を前提として防災対策としての避難タワーと集会施設を複合し、さらに集落活動センターの機能を持ち合わせた施設として、建設が可能であるのか検討を始めているところでございます。

財政的に、またその財源確保についても有利な方策の検討も必要でございますが、海の駅の利活用なども視野に入れまして、地域活性化に資するための運営方法等も平行して検討して参りたいと考えております。

最後になりますが、阿南安芸自動車道についてでございます。

8の字ネットワークの一部でもございます、阿南安芸自動車道のうち、県境を貫きます、牟岐から野根間、海部道路といわれておりますけれども、海部道路につきましては、高規格道路の事業化に向けて、都市計画の手続きが開始されているところでございます。

国土交通省から徳島、高知両県に詳細ルート案の図書が示され、これに基づきまして地元説明会を実施をいたしております。

本町では2ヶ所で開催しておりますけれども、徳島県側では、海陽町の旧町単位で3ヶ所、そして牟岐町では1ヶ所、7月10日、11日の同時日程で開催したと聞いております。また、8月6日には、公聴会を開催しております。

今後の日程といたしましては、11月6日開催予定の県都市計画審議会に向けて事務手続きを進めているところでございます。

新規事業化に向けましては、なんと申し上げましても、国の道路予算枠の確保、拡充が最重要でございます。

全国的に災害が発生している情勢下でございますけれども、その対応など、国の補正予算編成と年末までの新年度概算要求などを中止していく必要がございます。

その動向を分析しながら、県と情報を共有し、引き続き、関係自治

	<p>体、関係機関と連携を密にいたしまして、国土交通省、あるいは財務省と折衝など、要望活動を行って参ります。</p> <p>以上、簡単ではございますけれども、9月定例会での行政報告とさせていただきます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、5番、小野正路君、並びに6番、今宮裕明君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p>
<p>議長</p> <p>議会運営委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>平成30年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>9月10日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日13日から9月20日、木曜日までの8日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日13日の本会議散会后から委員会及び議案審査のため休会、20日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。</p>

議長

議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。

また、執行部の答弁時間も40分間とする。

なお、議案質疑及び一般質問については、議会会議規則第64条の2の規定により反問権を行使することができる。

一般質問及び議案質疑の通告期限は、14日、金曜日、午後5時までとする。

なお、人事案件については、質疑、討論を省略し直ちに審議、採決とする。

以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月20日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月20日までの8日間と決定しました。

日程第3、認定第1号、平成29年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第11、認定第9号、平成29

年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よってさよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

認定第1号でございます。

平成29年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成30年9月13日提出でございます。

認定第2号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成30年9月13日提出でございます。

認定第3号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成30年9月13日提出でございます。

4ページでございます。

認定第4号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成3

0年9月13日提出でございます。

認定第5号、平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成30年9月13日提出でございます。

認定第6号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成30年9月13日提出でございます。

認定第7号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成30年9月13日提出でございます。

認定第8号、平成29年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成30年9月13日提出でございます。

最後でございますが、認定第9号、平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成30年9月13日提出でございます。

提案理由でございます。

認定第1号から認定第9号について、一括してご報告を申し上げます。

一般会計では、収入済額は31億2961万6千円、支出済額

は27億6996万8千円、歳入歳出差引3億5964万8千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は1033万3千円、支出済額は2億9230万5千円、歳入歳出差引2億8197万2千円の赤字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計では、収入済額は6億3710万円、支出済額は6億3598万9千円、歳入歳出差引111万1千円の黒字となっております。

次に介護保険事業特別会計でございますが、収入済額は5億9883万6千円、支出済額は5億9298万4千円、歳入歳出差引585万2千円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業特別会計でございますが、収入済額は1424万4千円、支出済額は1424万4千円、歳入歳出差引0円となっております。

次に、下水道事業特別会計では、収入済額は1億2076万9千円、支出済額は1億2067万8千円、歳入歳出差引9万1千円の黒字となっております。

次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は1億6819万8千円、支出済額は1億6789万1千円、歳入歳出差引30万7千円の黒字となっております。

次に、観光施設事業特別会計では、収入済額は6929万5千円、支出済額は5846万5千円、歳入歳出差引1083万円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計でございます。

収入済額は4550万5千円、支出済額は4458万円、歳入歳出差引92万5千円の黒字となっております。

最後に、東洋町全会計では、収入済額は47億9389万6千円、支出済額は46億9710万4千円、歳入歳出差引9679万2千円の黒字となっております。

また、平成29年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付しておりまして、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況につきましては、決算書の367ページから371ページに掲げております。

なお、決算の内容につきましては、会計管理者が説明をいたします。

よろしく願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

生松会計管理者。

会計管理者

(生松 克祐会計管理者)

おはようございます。

それでは私から、平成29年度東洋町決算報告資料にて、決算のご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

まず始めに、お断りといたしまして、この資料において、ページ参照と記載しておりますものにつきましては、資料のグラフ、また、表及び決算書に掲載しておりますので、説明時、もしくは、後ほど参照いただきますようお願い申し上げます。

それと、決算額につきましては、円単位まで記載しておりますが、このご説明では、千円未満を四捨五入して省略をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、平成29年度東洋町歳入歳出決算、1、決算全体の状況についてご説明させていただきます。

まず①歳入額全体では、47億9389万6千円で、前年度比では7739万6千円の増額、率にしますと1.64パーセント増となっております。

そのうち、一般会計の歳入額は、31億2961万6千円で、前年度比では8万3千円の減額、率にしますと0.002パーセント減となっております。

次に、特別会計全体の歳入額は、16億6428万円で、前年度比では7747万9千円の増額、率にいたしますと4.88パーセント増となっております。

つづきまして、②歳出額全体は、46億9710万4千円で、前年度比では6559万5千円の増額、率にいたしますと1.42パーセント増となっております。

そのうち、一般会計の歳出額は、27億6996万8千円で、前年度比では2446万4千円の減額、率にいたしますと0.88パーセント減となっております。

次に、特別会計全体の歳出額では、19億2713万6千円で、前年度比では9006万円の増額、率にいたしますと4.90パーセント増となっております。

つづきまして、③全会計の翌年度繰越金は、3億5456万2千円で、前年度比では1億9267万2千円の増額、率にいたしますと119.01パーセント増となっております。

この主な増加要因につきましては、地域防災センター新築事業で1億9千万円の繰越金分でございます。

次に人件費、扶助費などの経常的経費及び町税、普通交付税

などの経常的収入との比率で表す経常収支比率につきましては、今年度の決算においては、地方交付税の減少と繰出金及び公債費の増加により、前年度の95.5パーセントから97.4パーセントと1.9パーセントと2年連続して増加しております。

なお、この比率は、財政構造の弾力性を示す指数でございます。低いほど自由に柔軟な財政運営が可能となっております。

また、3ヶ年平均でみる実質公債費比率においては、前年度8.7パーセントから9.8パーセントに増加しております。

これは、前年度の地方債増加による比率の上昇と併せ、地方交付税の減少による増加となっております。

5ページをご覧ください。

続きまして、2、一般会計決算の状況についてでございます。

①平成29年度一般会計決算額を平成28年度と比較すると、歳入は8万3千円の減額、歳出は2446万4千円の減額となっております。

平成29年度の主な事業でございます。

この主な事業の掲載につきましては、各科目ごとに列挙してございますが、時間の都合上、後ほどご覧いただきまして、決算審査時にご説明、ご質問を承りたいと思っておりますので、恐れ入りますが、ここでは割愛させていただきます。

7ページをご覧ください。

②歳入の状況でございます。

ここでは、各科目ごとに前年度と比較して増加及び減少をお示ししており、また、決算額の右側にカッコ書きで記載しております内容については、前年度と比較して、その主な要因を記載し

ております。

ここでの説明は、主なもののみご説明いたしますので、ご了承くださいたいと思っております。

まず、歳入増加の内容については、下の方にございます寄附金 2 2 3 9 万 2 千円、ふるさと納税でございます。

次に、その下、繰入金 1 億 9 0 0 万円、防災対策加速化基金を取崩しております。

次に、町債 2 0 3 0 万円などで、合計 1 億 7 3 4 6 万 5 千円増加しております。

次に、歳入減少の内容につきましては、町民税からたばこ税までそれぞれ 2 4 8 万 7 千円から 3 2 万 3 千円減少しております。徴収率は、現年で 9 9 . 7 パーセントと 1 0 0 パーセントでございます。

また、地方交付税では 5 7 7 7 万円減少、県支出金では 1 億 2 0 4 万 3 千円の減少などで、合計 1 億 7 3 5 4 万 9 千円減少しており、前年度との歳入合計額比較では 8 万 3 千円減少しております。

次に、③ 2 9 年度の町債でございます。

町債は、総額 3 億 8 5 0 万円で、その内訳は 7 ページから 8 ページにかけて列挙してございます。

また後ほど、ご参照いただきたいと思っております。

次に、④ 歳出の状況でございます。

ここでも、各科目ごとに前年度と比較した増加及び減少をお示ししており、先ほどの歳入の状況でご説明した要領でご説明をさせていただきます。

まず、歳出増加の内容につきましては、議会費総額は 4 8 6

4万3千円で、前年度との比較では、146万3千円の増加でございます。

次に、民生費総額は6億6255万9千円で、前年度との比較では、3046万8千円増加しております。

増加の内訳では、社会福祉費2196万1千円、特別会計繰出金などで減少はございません。

次に9ページをご覧ください。

衛生費総額は、1億8557万3千円で、前年度との比較では741万9千円増加しております。

増加の内訳でございますが、保健衛生費533万3千円、簡水特別会計繰出金などで減少はございません。

次に、商工費総額は5051万2千円で、前年度との比較では36万9千円増加しております。主に海岸特別清掃委託料でございます。

次に、消防費総額は2億9824万2千円で、前年度との比較では、5058万9千円増加しております。地域防災センターの新築工事と消防自動車購入などでございます。

次に、災害復旧費では総額679万円で、前年度との比較では398万9千円増加しております。これは河内8号線道路災害復旧工事でございます。

次に、公債費総額は3億6948万2千円で、前年度との比較では、701万3千円増加をしております。

次に、歳出減少の内訳につきましては、総務費総額、5億7404万4千円で、前年度との比較では5980万3千円減少しております。

増加はなく減少の内訳では、総務管理費4962万3千円、

主は情報セキュリティ構築を前年度したためなどでございます。

10ページをご覧ください。

次に、農林水産業費総額は1億6276万3千円で、前年度との比較では4065万6千円減少しております。

増加の内訳では、林業費607万2千円、主に高性能林業機械補助金でございます。

減少の内訳では、水産業費3890万円、操業効率化補助金などでございます。

次に、土木費総額は2億3984万8千円で、前年度との比較では、2349万6千円減少をしております。

増加の内訳では、道路橋梁費1748万円、主は町道改良工事費などでございます。

減少の内訳では、住宅費2219万1千円、前年度の主に空き家改修工事費でございます。

次に、下水道費1090万円、これは下水道特別会計繰出などでございます。

次に、教育費総額は1億7151万2千円で、前年度との比較では、182万円減少しております。

増加の内訳では、教育総務費275万4千円、町史作成委託などでございます。

11ページをご覧ください。

減少の内訳では、保健体育費280万1千円、前年度の人件費などでございます。

次に、⑤基金の状況でございます。

平成30年3月31日現在になりますが、基金の有価証券残高は、財政調整基金で2億2030万円、施設整備基金

2億6540万3千円、減債基金では1億20万円、これは国債を購入しておりますのでその分を含んでおります。

次に、ふるさと創生育英基金2710万円、地域福祉基金1億1098万2千円、ふるさとづくり基金2697万7千円、これは、5月に積立しておりますので、29年度の決算積立額は載っておりません。

次に、防災対策加速化基金1億3875万円などで、合計9億3680万4千円で、前年度比では、3783万6千円減額しております。

また、奨学基金、土地開発基金、国民健康保険高額療養費貸付基金等の状況は、決算書の367ページから371ページに掲載しておりますので、後ほど、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、⑥町債の状況でございます。

平成29年度末の町債の主な残高は、公共事業等債で2億4403万7千円緊急防災・減災事業債で5億4808万5千円、教育、福祉施設等整備事業債1億707万円、過疎対策事業債で15億2661万7千円となっております。

12ページをご覧ください。

続きまして、財源対策債で2億5983万8千円、臨時財政対策債で10億5519万円などで、総額38億276万円の残高となっております。

21ページをご覧ください。

続きまして、3、特別会計決算の状況でございます。

特別会計全体での決算額につきましては、歳入では、16億6428万円、前年度比では7747万9千円の増額、率にいた

しますと4.88パーセント増となっております。

次に、歳出では、19億2713万6千円で、前年度比では9006万千円の増額、率にいたしますと4.90パーセント増となっております。

続きまして、各特別会計でございます。

①住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、収入済額では1033万3千円、前年度比では884万2千円の減額、率にいたしますと46.11パーセント減となっております。

この要因は、前年度に、一括償還があったためによるものでございます。

次に、支出済額では、2億9230万5千円で、前年度比では1777万8千円の減額、率にいたしますと5.73パーセント減となっております。

歳入歳出差引では、2億8197万1千円の赤字決算となっております。

次に、②国民健康保険事業特別会計につきましては、収入済額では6億3710万円で、前年度比では2144万8千円の増額、率にしますと3.48パーセント増となっております

次に、支出済額では6億3598万9千円で、前年度比では2204万9千円の増額、率にいたしますと3.59パーセント増となっております。

歳入歳出差引では、111万円千円の黒字決算となっております。

次に、③介護保険事業特別会計につきましては、収入済額は、5億9883万6千円で、前年度比では、2391万円の増額、率にいたしますと4.16パーセント増となっております。

次に、支出済額では5億9298万4千円で、前年度比では3554万9千円の増額、率にいたしますと6.38パーセント増となっております。

歳入歳出差引では、585万2千円の黒字決算となっております。

22ページをご覧ください。

次に、④介護サービス事業特別会計につきましては、収入済額では1424万4千円で、前年度比では78万7千円の増額、率にいたしますと5.85パーセント増となっております。

次に、支出済額では1424万4千円で、前年度比では78万7千円の増額、率にしますと5.85パーセント増となっております。入歳出差引では、0円の決算となっております。

次に、⑤下水道事業特別会計につきましては、収入済額は1億2076万9千円で、前年度比では2151万8千円の減額、率にいたしますと15.12パーセント減となっております。

次に、支出済額では1億2067万8千円で、前年度比では1556万4千円の減額、率にいたしますと11.42パーセント減となっております。

歳入歳出差引では、9万千円の黒字決算となっております。

次に、⑥簡易水道事業特別会計につきましては、収入済額は、1億6819万8千円で、前年度比では5939万6千円の増額、率にいたしますと54.59パーセント増となっております。

次に、支出済額では1億6789万1千円で、前年度比では6238万9千円の増額、率にしますと59.14パーセント増となっております。

これは、主な要因は耐震管路整備工事による増加でございます。歳入歳出差引では、30万7千円の黒字決算となっております。

次に、⑦観光施設事業特別会計につきましては、収入済額は6929万5千円で、前年度比では152万5千円の増額、率にいたしますと2.25パーセント増となっております。

次に、支出済額では5846万5千円で、23ページに続きます。前年度比では184万円の増額、率にいたしますと3.25パーセント増となっております。

歳入歳出差引では、1083万円の黒字決算となっております。

最後に、⑧後期高齢者医療保険事業特別会計につきましては、収入済額では4550万5千円で、前年度比では77万2千円の増額、率にいたしますと1.73パーセント増となっております。

次に、支出済額では4458万円で、前年度比では78万5千円の増額、率にいたしますと1.79パーセント増となっております。歳入歳出差引では92万5千円の黒字決算となっております。

以上でございますが、なお、グラフ、表などにつきましては、後ほど、ご参照いただきますよう、お願いを申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

(西岡 尚宏議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明は、すべて終わりました。

ここでお諮りします。

議長

認定第1号、平成29年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から認定第9号、平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時、休憩します。

(休憩時間：9時47分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：9時48分)

お諮りいたします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番、平山照生君、2番、高嶋俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に、委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。場所は議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出して下さい。

ここで、15分間休憩をいたします。

再開は10時5分であります。

(休憩時間：9時50分)

(特別委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時5分)

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

委員長に、小松熙君、副委員長に、平山照生君。

以上であります。

日程第12、議案第31号、東洋町地域防災センターの設置及び管理に関する条例を定めることについての件から日程第19、議案第38号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についてのまでの8件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

議案第31号、東洋町地域防災センターの設置及び管理に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月13日提出でございます。

提案理由でございます。

平成30年6月に完成をいたしました、東洋町地域防災センターにつきましては、災害時の復旧、応急活動の拠点及び避難所としての機能を確保するとともに、平常時には、防災訓練や研修の場として活用できるよう、災害に強いまちづくりを推進していくため整備をいたしたところでございます。

今回、施設の管理運営につきまして、条例を制定するものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第32号、東洋町火災予防条例の一部を改正することに

町長

ついて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月13日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、不特定多数の者が利用する建物に重大な消防法等に違反がある場合に、建物の危険性に関する内容を公表することにより、防火安全に対する認識を高めるとともに、火災被害の軽減を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

14ページをお願いいたします。

議案第33号、平成30年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月13日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1億5615万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ31億2645万1千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入、町債を計上をいたしております。

歳出では、4月1日付けの人事異動に伴います、各課の人件費を調整をいたしております。

主な事業といたしましては、弁護士費用、ふるさとづくり基金積立金、東洋町ふるさと納税PR動画作成費、地方税共通納税システム改修費、商工持続発展支援事業補助金、川口地区体験施

設整備工事、生見駐車場整備工事、白浜海水浴場会場遊具購入費、野根川橋橋梁補修工事調査設計委託料、ふるさと創生育英基金積立金、町道大斗高瀬線道路の災害復旧工事などを計上をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

15ページでございます。

議案第34号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月13日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ31万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億54万5千円とするものでございます。

歳入では、県支出金、繰入金を計上いたしております。

歳出では、職員の人件費、国保情報データベースシステム改修委託料、療養給付費等交付金償還金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第35号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月13日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億3490万7千円とするものでございます。

歳入では、県支出金、繰入金、町債を計上いたしております。

歳出では、修繕料、相間地区取水施設整備工事、耐震管路整備工事などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第36号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月13日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ120万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6628万4千円とするものでございます。

歳入では、繰越金を計上いたしております。

歳出では、海の駅修繕費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第37号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月13日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ55万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4480万5千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金を計上いたしております。

歳出では、保険料軽減特例の見直しに伴います、システム改修費を計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第38号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項及び第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月13日提出でございます。

提案理由でございます。

本町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、平成28年度から平成32年度までの計画を策定をしておりますが、変更が生じたので、今回、計画を変更し、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は、木造住宅耐震改修助成事業を追加いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

それでは、私から、議案第31号、東洋町地域防災センターの設置及び管理に関する条例を定めることについてご説明いたします。

議案関係資料の1ページをお願いいたします。

平成30年6月に完成しました、東洋町地域防災センターの管理、運営を行っていくため、条例を制定するものであります。

今回の条例は、自然災害などの非常時における防災活動の拠点及び避難所としての機能を確保するとともに、平常時では防災

訓練や研修の場として活用できるよう地域防災センターの管理、運営を行うものであります。

第2条では、防災センターの名称を東洋町地域防災センターに、位置は、東洋町大字生見字北山758番地3としております。

第3条では、防災センターの管理は、東洋町長が行うこととしております。

第4条から第6条まで、使用の許可、使用の制限及び使用許可の取消等を定めております。

第7条、使用料では、1時間あたりの使用料を420円としております。

第8条では、使用料の減免の規定を定めております。

3ページになります。

第9条から第13条まで使用料の還付、使用权の譲渡禁止、損害賠償、原状回復義務及び委任を定めております。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第32号、東洋町火災予防条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料の4ページをお願いいたします。

消防庁から違反對象物にかかる公表制度実施についての通知に基づきまして、今回、公表制度の確立のため、火災予防条例の一部改正を提案させていただきました。

この公表制度でございますが、ホテル、旅館、飲食店など、不特定多数の方々が利用する建物に、重大な法令違反がある場合、その違反内容を町のホームページに掲載いたしまして、インターネットを通じて、全国どこからでも、誰でも、その建物の危

険性に関する情報を入手できるようにする制度であります。

48条第3項第1号では、公表の対象となる、防火対象物について、規定されております。

本町で対象となる施設は、公共施設を含めまして31施設ございます。

施行令別表第1、1項では公民館や集会所が、4項では物品販売業を営む店舗などが、5項イではホテルや旅館など、6項では病院、診療所、老人デイサービスセンター、保育所など、16項イでは複合用途防火対象物の内、その一部が5項イに掲げる、防火対象物の用途に供されているもので、主に、併用住宅の建物がございます。

これらの建物に、立ち入り検査によって屋内消火栓設備、自動火災報知器やスプリンクラーが設置されていないもの、また、機能が喪失しているものと認められた場合は、第2号により、公表の対象となります。

第4項及び第5項では、東洋町ホームページでの公表の手続きや公表する事項を規定しております。

改正によりまして、防火安全に対する認識、火災被害の軽減や施設側においても防火管理業務の適正化や消防用設備の設置促進といった防火安全対策の確立を促すことができると考えております。

参考に、新旧対照表を添付しておりますので、後ほど、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第33号、平成30年度東洋町一般会計補正予算第2号について、説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私の方からは、議案第34号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ31万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出決算それぞれ5億54万5千円とするものでございます。</p> <p>予算書の7ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>私の方から、議案第35号、36号について、ご説明をいたします。</p> <p>議案第35号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正予算の主なものは、相間地区取水施設整備工事及び耐震管路整備工事の設計変更に伴う工事費の追加補正です。</p> <p>歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算総額を歳入歳出</p>

決算それぞれ1億3490万7千円とするものです。

4ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第36号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号の承認を求めることにつきまして、ご説明をいたします。

今回の補正予算の主なものは、第4駐車場の修繕費と海の駅施設の修繕費です。

歳入歳出それぞれ120万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6628万4千円とするものです。

予算書の6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(西岡 尚宏議長)

田岡地域包括支援センター事務局長。

蛭子住民課長。

住民課長

(蛭子 浩久住民課長)

私の方から、議案第37号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明をいたします。

補正案では、歳入歳出それぞれ55万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4480万5千円としております。

補正の内容としましては、後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム改修費を計上するとなっております。

予算書の6ページをお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、議案第38号についてご説明をいたします。</p> <p>本町の平成28年度から32年度までの過疎地域自立促進計画、事業名と事業内容の追加が必要となったため、今回の提案となった次第です。</p> <p>配布させていただいております、議案関係資料の7ページをお願いします。</p> <p>今回の変更は、過疎債ソフト事業として、過疎地域自立促進特別事業に、木造住宅耐震改修助成事業を追加するものでございます。</p> <p>事業の内容といたしまして、昭和56年以降に着工された木造住宅で、倒壊する</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>課長。止まっちゃって、皆書類を探しゆうき。ありましたか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>議案関係資料の7ページ、最終ページでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>総務課長</p>	<p>皆さん、わかりますか。</p> <p>はいはい、どうぞ始めてください。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>今回の変更は、過疎債ソフト事業として、過疎地域自立促進特別事業に、木造住宅耐震改修助成事業を追加するものでございます。</p> <p>事業の内容といたしまして、昭和56年以降に着工された木造住宅で、倒壊する可能性のある住宅の改修にかかる設計費及び工事費について補助するものでございまして、平成30年度から、予算を増大しているため、過疎債の充当をして参りたいと考えております。</p> <p>なお、過疎債は100パーセントの充当率、毎年度償還する元利償還金の70パーセントが普通交付税に算入されることから、大変有利な借入条件となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明が、すべて終わりました。</p> <p>日程第20、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p>

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第3号でございます。</p> <p>教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。平成30年9月13日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字甲浦25番地2、氏名は大黒理絵氏でございます。任期は平成30年12月5日から平成30年12月4日の4年間となっております。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>平成30年12月4日付で、現在の岡教育委員が任期満了となります。今回、大黒理絵氏を教育委員会の委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>別紙に経歴書を付けておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します</p> <p>この採決は、無記名投票をもって行います。</p> <p>議場の閉鎖を命じます。</p>

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、小松熙君、並びに4番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

3番、小松熙君、並びに4番、武山裕一君、立会をお願いいたします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票であります。

よって、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を

	<p>求めることについての件は、同意することに決定しました。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>日程第 2 1、報告第 4 号、財政の健全化判断比率等の報告について、報告を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>報告第 4 号でございます。</p> <p>財政の健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、ご報告を申し上げます。</p> <p>毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付しまして、議会に報告しなければならない指標は、下記のとおりとなっております。</p> <p>実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに該当はございません。</p> <p>実質公債費比率は 9. 8 パーセント、将来負担比率は 6 3. 0 パーセントとなっております。</p> <p>資金不足比率は、該当はございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>町長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>日程第 2 2、議会報告の件を議題とします。</p> <p>それでは、6 月 1 9 日から 2 1 日まで、本町議会の先進地視察研修としまして、岐阜県郡上市での研修内容についてご報告させていただきます。</p>
	<p>議長</p>

今回の目的は、本町、野根川再生計画の見本となる取組みの研修をして参りました。

まず、和良川漁協では、河川的环境保全活動及び鮎の品質向上の取組みを、和良鮎を守る会では、鮎の集出荷の取組み、また、郡上漁協では、郡上ブランド鮎の取組みについて、それぞれ研修を受けて参りましたので、その内容について、議長の私から報告をさせていただきます。

参加者は、私、西岡、福島、今宮、小野、小松、平山の6名の各議会議員で、弘田代表監査、野根川再生計画担当及びふるさと納税担当の町職員2名、それと、議会事務局2名の合計11名で岐阜県郡上市を訪問いたしました。

研修費用は、2泊3日で、28万1480円であります。

お手元の報告書の1ページからご覧ください。

若干、要約して報告させていただきます。

まず、本町の野根川再生計画について、本計画の実施主体となりますNPO法人ウォーターズ・リバイタル・プロジェクトから本計画の概要と進捗状況について説明を受け、本視察研修にのぞむことになりました。

本計画では、河川堰堤の整備、鮎のビジネス化、地域のリバーパーク化を目指しております。

野根川の水質はAAランク、生物化学的酸素要求量は0.5ミリグラムパリターで、仁淀川は0.9、四万十川は1.0、奈半利川は1.2であり、2.5以下が清流と言われるなかで、野根川の水質はそれほど良いということでもあります。

本計画では、野根川に鮎が80万尾の川を目指すことを目標としており、専門家による魚類調査では、清流にしか生息しないア

ユカケが確認され、これは、絶滅危惧種 2 類に指定されている全国的にもめずらしい魚であります。

また、鮎生息調査も実施し、産卵場所を調査したところ、押野橋から下流に 7 箇所が確認され、そこには、カワウ対策としてテグスを張っております。

鴨田、長峰、餘家、大斗の堰から鮎が遡上できないことから魚道改修を実施したところ、今年 5 月の調査では、天然鮎の遡上は 6 4 万尾確認されております。

今年、野根川の鮎は、東京の三越デパート日本橋店で販売され、ホテル椿山荘では、南四国の鮎を食べる宴というイベントでも、野根川の鮎を使用するなど、本格的な鮎の販売に向け準備に取りかかっております。

次に、視察研修として、まずは、和良川漁業と和良鮎を守る会の取組みについてであります。

和良川漁協は組合員数 2 4 7 名で、和良川では全長約 2 5 キロメートルのうち、鮎釣り可能区間は 9 キロメートルで、解禁日は 6 月 1 日から 9 月 1 0 日までとじていますが、縄張り意識が強い鮎の特性を活かした 2 日間の特別解禁日を設定して、その後、1 4 日間を禁漁とすることで、また新たな縄張りが発生して、そこで、一般解禁するといった特殊な方法をとっております。

同漁協では、河川の環境整備にも力を入れており、河川の清掃や草刈りの実施、カワウの駆除など、鮎や釣り客への配慮を欠かせないことから日本河川協会から河川功労表彰を受賞されております。

和良川は、水質も良く、水温が高いためコケ類が豊富なことから良質な鮎へと育ち、清流めぐり利き鮎会ではグランプリ 3 回、

準グランプリ5回を獲得しております。

和良川の鮎は、和良鮎ブランドとして商標登録されており、焼くと黄色に変色し、ハラワタが苦くないのが特徴で、その鮎を全国へ出荷するために、和良鮎を守る会を結成して、生きた鮎の現金買い取りシステムを導入し、8種類に分類して、一匹あたり50円から800円で取引をされております。

続いて、郡上漁協の取組みについてですが、長良川の鮎は、岐阜県の象徴として、県魚とされ、平成19年7月20日に郡上鮎ブランドとして商標登録された後、平成20年に、清流めぐり利き鮎会でグランプリに輝き、地域ブランドとしての地位を確立しております。

その郡上鮎は、大正年鑑から共同出荷事業が行われており、鮎を釣り人から収集し、大きさや鮮度別に分類し、競りにかけ、その50%程度は、認定店制度で登録している直販所へ出荷しております。

同漁協では、山林保全をすることで河川や鮎を保護する目的で、毎年、広葉樹の植林を行い、また、カワウ駆除も行っております。

同漁協では、年間に4万人から5万人の釣り客が訪れ、年魚券1万2千円が5千枚、日釣券2千円が9千枚ほど販売されております。

最近では、長良川の鮎と長良川流域の生活環境が、多岐にわたり、融合する中で、清流長良川の鮎として、平成27年に世界農業遺産登録されております。

結びに、本町において鮎釣りは、趣味の部類という認識が強いと思われま

一方、和良川や長良川の取組みでは、共通しているのは、鮎のブランド化や河川の環境保全活動、鮎の買い取り制度の導入など、鮎漁を水産業として位置付け、また、その鮎に付加価値を付け、産業振興としていることでもあります。

和良川漁協や郡上漁協が取組んできたことは、その地域に住んでいる住民と河川との長い歳月を経て、共存の中で成しえたことであり、その文化を含めた取組みを全国の多くの鮎ファンから認められ、さらには、後世へと継承するための自然の恵みを守る取組みを加え、鮎だけではなく、地域にも付加価値を付け、地域と河川と鮎との融合から成立つ鮎ブランドを築き上げております。

本町の野根川再生計画においても、野根川の鮎と野根川流域の文化を融合させ、新たな視点において、新たな産業の開拓をするとともに、新たな人の流れを創ろうとするなかで、和良川漁協や郡上漁協の取組みは、まさに見本であり、目標であって大変参考となったところであります。

本計画に掲げる目的は、河川堰堤の整備、鮎のビジネス化、地域のリバーパーク化であります。

河川堰堤の魚道改修整備を終え、鮎の遡上にも効果が現れていることは確認されており、鮎のビジネス化においては、鮎の買い取りが行われ、限定的ではありますが、都市部への鮎の供給も始まり、また、リバーパーク化においては、野根川検定の導入、あるいは、リバーガイドを育成し、観光客を受入れるなど、目的に沿った取組みを計画的に遂行していることを評価したいと思います。

本年度、最終年度を迎える本計画の進捗状況については、本格的な運用には至っておりませんが、3年間という非常に短い期間

の中での取組みの成果が、今後においては、野根川漁協や野根川流域の町民、あるいは、暮らしや文化を融合させ、新たな産業振興につなげるためにも、事業継続の支援策を求めたいところであります。

以上の内容をもちまして、研修報告とさせていただきます。

以上で本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の、議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から、休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、20日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日はこれにて散会します。

どうもお疲れ様でした。

次の本会議は20日、午前9時から議会放送をいたします。

また、これより休憩後、本日から14日まで役場2階の研修室において決算審査特別委員会を開催します。

開催時間は、11時30分から始めたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

これにて議会放送を終了いたします。

(終了時間：11時13分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員